

令和6年能登半島地震による被災地域における県税の申告・  
納付等の延長後の期限の指定について（お知らせ）

令和7年10月3日  
大分県総務部税務課

大分県では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を延長しておりましたが、指定地域の全域について下記のとおり延長後の申告期限等を指定しましたので、お知らせします。

< 申告期限等の延長について >

○指定地域

富山県、石川県

○対象者

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は原則として本店又は主たる事務所の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長の対象となる期限

令和6年1月1日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く）又は納付若しくは納入に関する期限

ただし以下の税目は延長措置の対象外です。

- ・個人県民税（市町村が市町村民税と併せて賦課徴収するものに限る）
- ・自動車税環境性能割
- ・自動車税種別割（年度途中に月割で納税義務が発生するものに限る）
- ・狩猟税
- ・軽自動車税環境性能割

< 延長後の申告期限等の指定について >

県名	指定地域	延長後の申告期限等
富山県	富山県	令和6年7月31日
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	令和6年7月31日
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町	令和7年1月31日
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	令和7年10月31日

※ 詳しくは、下記の県税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見 字下田井14-1	TEL 0977-67-8211
大分県税事務所	大分市府内町 3-10-1	TEL 097-506-5771
自動車税管理室	大分市大津町 3-4-13	TEL 097-552-1121
佐伯納税事務所	佐伯市長島町 1-2-1	TEL 0972-22-3021
豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町 市場1123	TEL 0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町 1-1-10	TEL 0973-22-4175
中津県税事務所	中津市中央町 1-5-16	TEL 0979-22-2920